

神河町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神河町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、神河町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 この要領において、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)とは、次の各号に掲げる太陽光発電設備(以下「補助対象設備」という。)を設置する事業をいう。なお、対象となる事業の設備要件を別表1のとおり定める。

- (1) 屋根置型太陽光発電設備(自己所有に限る。)
- (2) 蓄電池(前号の付帯設備に限る。)

(申請期間)

第3条 この補助事業の申請期間は、令和7年10月1日から令和7年12月26日までとする。なお、申請期間内に交付申請額が予算額に達した場合は、規定にかかわらず、申請を終了するものとする。

(実績報告)

第4条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から30日を経過する日または令和8年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和8年1月31日限り失効する。

別表1 補助事業

補助事業	内容
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1 整備する設備は各種法令等に遵守し、商用化され、導入実績があるものであること。エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。2 事業全体の費用効率性(交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値)が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。3 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

補助事業	内容
太陽光発電設備の設置	<p>1 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>3 電気事業法第2条第1項第5号ロ（昭和39年法律第170号）に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>4 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(1)～(8)を全て遵守すること。</p> <p>(1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>(5) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(6) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(7) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力す</p>

	<p>ること。</p> <p>(8) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。</p> <p>5 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の当該需要家が消費すること。</p>
--	---

補助事業	内容
蓄電池の設置	<p>1 上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>4 家庭用：125,000円/kWh(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>5 20kwh未満であり、次の6～9の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 蓄電池パッケージ</p> <p>① 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を1つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用ものとする。</p> <p>※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>(2) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>① 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)</p> <p>② 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>③ 出力可能時間の例示</p>

(ア) 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも1つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

(イ) 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

④ 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

⑤ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

⑥ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

6 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

7 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1又はJIS C 4412-2の規格も可とする。ただし、JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

8 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電シス

テムのみ) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。ただし、第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であることかつIECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

9 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含まない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。